

資料 3-1

令和 4 年 6 月 3 日 (金)

第 1 回佐倉市子育て支援推進委員会

第 2 期佐倉市子ども・子育て支援事業計画について

1：佐倉市子ども・子育て支援事業計画とは

(1) 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画

- ・子ども・子育て支援法（平成 27 年 4 月 1 日施行）
すべての子ども、子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子育て支援の質、量の充実を図ること
- ・子ども・子育て支援新制度
- ・市町村は、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定める（第 61 条）
 - 教育・保育提供区域の設定に関する事項
 - 教育・保育の量の見込み、教育・保育の提供体制の確保の内容、時期
 - 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、時期
 - 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、体制の確保の内容に関する事項

(2) 佐倉市子ども・子育て支援事業計画

- ・第 1 期佐倉市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年 4 月～令和 2 年 3 月）
 - ・第 2 期佐倉市子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月）
 - 第 1 章 計画の策定にあたって
 - 第 2 章 子ども・子育ての現状
 - 第 3 章 計画の基本的な考え方
 - 第 4 章 子ども・子育て支援施策
 - 第 5 章 基本施策の展開
 - 第 6 章 計画の実現のために
- ※子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策についての計画（市町村計画）

2：子どもの貧困対策について

(1) 貧困対策推進計画について

○策定の背景

令和元年度の子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正に伴い、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的に実施することを目的とし、市町村での計画策定が努力義務とされました。

佐倉市においても、令和3年度に計画策定の前段となる生活実態調査を実施し、令和4年度中に、佐倉市子ども・子育て支援事業計画に盛り込む形で、策定を予定しております。

○計画の位置付け

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する「市町村における子どもの貧困対策についての計画」として佐倉市子ども・子育て支援事業計画の中で策定予定

○計画の対象

妊娠期から18歳までの子どものうち、現在困難を抱える家庭の子どもと将来困難を抱える可能性がある子どもとし、その子どもの保護者も計画の対象に含めます。

○計画の期間

佐倉市子ども・子育て支援事業計画に準ずる

(2) 生活実態調査の概要

○目的・趣旨

子どもの貧困対策に係る計画策定に向け、佐倉市における、子どもがいる世帯の生活状況や子どもの現状を把握し、子育て世帯等への施策に役立てることを目的として実施

○実施期間・実施方法

令和4年1月11日～1月31日にかけて、公立小学校5年生、公立中学校2年生の児童及びその保護者、計2805世帯を対象に調査票を配布

○回収率

小学校5年生	97.6%
中学校2年生	93.7%
保護者	65.7%

(3) 策定の流れ

